

**特定非営利活動法人 ライフサポートはりま**  
**障害福祉サービス事業所 IL はりま**  
**指定居宅介護等 運営規程**

(事業の目的)

第一条 IL はりま（以下「事業所」という。）は、障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第二条

- 1 事業所は、利用者及び障害児の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号 以下「法」という。）、及び厚生労働省が定める基準、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 IL はりま
- 2 所在地 兵庫県姫路市佃町79番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤職員1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理・事務を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上（常勤兼務、非常勤兼務）  
サービス提供責任者は、事業者に対する指定居宅介護等の利用申し込みに係る調整、従業員に対する技術指導、居宅介護・重度訪問介護計画の作成などを行う。
- 3 従業員 5名以上（常勤専従、非常勤専従）  
従業員は、指定居宅介護等の提供にあたる。
- 4 必要に応じて、職種又は員数を増やすことができる。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 居宅介護は毎日営業とする。ただし事務所の開設は月曜日から金曜日までとする（祝日及び振替休日と夏季8月13日～8月15日、年末年始12月29日～1月3日は事務所休業日とする）。
- 2 営業時間 居宅介護は24時間対応とする。ただし事務所の開設は第1項に定める日の午前9時から午後5時30分までとする。
- 3 事務所開設時間外も電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第六条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）
- (3) 障害児（18歳未満の精神障害者を除く。）
- (4) 難病等対象者（18歳未満の者を除く。）

(指定居宅介護等の内容)

第七条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護・重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排泄の介護

- ③衣類着脱の介護
- ④入浴の介護
- ⑤身体の清拭、洗髪の介護
- ⑥通院等その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤関係機関との連絡
- ⑥その他必要な家事

(4) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要するものに対して、  
身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

- 第八条 1 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児から介護給付費の支給決定を行った市町村の定める給付費の定率（1割）を利用者負担額として、支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業等を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から介護給付費の支給決定を行った市町村の定める給付費から利用者負担額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えてから利用者宅までの距離に応じ、1kmあたり10円を徴収する。
- 4 サービス提供当日のキャンセル料については、その当日提供予定だったサービス類型1時間当たりの半額料金を徴収する。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を求めなければならない。
- 6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付しなければならない。

(通常の事業の地域)

第九条 通常の事業の実施地域は、姫路市（安富町、夢前町、香寺町、家島町を除く。）とする。

(緊急時等における対応方法)

第十条 従業員は、指定居宅介護等を実施中に、利用者及び障害児の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故における賠償)

第十一条 事故における賠償等については、適切な措置を講ずることとする。

(苦情解決)

- 第十二条 1 提供した指定居宅介護等に関する利用者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者及び障害児からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第十三条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するため及び身体拘束の適正化のための定期的な研修（年1回以上）の実施
  - (4) 成年後見制度の利用促進
  - (5) 苦情解決対策の整備

(6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の保存及び閲覧)

第十四条 1 諸記録に関しては、完結の日から5年間保存することとする。

2 諸記録について、利用者からの閲覧申し出があった場合は、速やかな対応を行う。その複写代は、実費を利用者から徴収する。

(研修・資質向上)

第十五条 1 本事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修 採用後 2か月以内
- ・ 継続研修 年 2回以上

(秘密保持)

第十六条 1 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を、正当な理由がなく漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(暴力団等の排除)

第十七条 1 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」及び「姫路市暴力団排除条例」の趣旨を踏まえ、暴力団等の参入や影響を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備する。

- 2 本事業所は、法人の役員が暴力団員等ではあっていけない。
- 3 管理者は暴力団員等ではあってはいけない。
- 4 運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはいけない。

(防災・避難計画)

第十八条 1 本事業所は、利用者及び障害児の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとする。

- 2 避難場所として、近隣の病院・公民館等の各種施設との連絡体制を十分に整える。
- 3 利用者及び障害児の心身状況に異変その他、緊急事態が生じたときは、医師又は協力機関と連絡をとり、適切な対応を行う。

(その他)

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則
1. この規程は平成24年7月1日から施行する。
  2. 「NPO法人ライフサポートはりま 指定居宅介護等 運営規程」(平成23年11月1日施行)は、平成24年6月30日をもって廃止する。
  3. この規程は平成25年4月1日から施行する。
  4. 「NPO法人ライフサポートはりま 指定居宅介護等 運営規程」(平成24年7月1日施行)は、平成25年3月31日をもって廃止する。
  5. この規程は平成25年6月1日から施行する。
  6. 「NPO法人ライフサポートはりま 指定居宅介護等 運営規程」(平成25年4月1日施行)は、平成25年5月31日をもって廃止する。
  7. この規程は平成26年1月20日から施行する。
  8. 「NPO法人ライフサポートはりま 指定居宅介護等 運営規程」(平成25年6月1日施行)は、平成26年1月19日をもって廃止する。
  9. この規程は令和元年8月20日から施行する。
  10. 「NPO法人ライフサポートはりま 指定居宅介護等 運営規程」(平成26年1月20日施行)は、令和元年8月19日をもって廃止する。
  11. この規程は令和4年4月1日から施行する。
  12. 「NPO法人ライフサポートはりま 指定居宅介護等 運営規程」(令和元年8月20日施行)は、令和4年3月31日をもって廃止する。